

中国：商事調停条例の制定

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 湯野 基生

目 次

はじめに

I 中国の調停及び商事調停

- 1 裁判外紛争解決における調停
- 2 調停利用を促進する国内政策
- 3 中国の商事調停及びその現況

II 商事調停条例の概要

- 1 制定の経緯
- 2 主な内容

おわりに

翻訳：商事調停条例

キーワード：調停（調解）、人民調停、商事調停、仲裁、裁判外紛争解決手続（ADR）、新時代の「楓橋経験」、一帯一路、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約（調停に関するシンガポール条約）、調停人、広東・香港・マカオ大湾区、国際調停院

要 旨

中国では、裁判外紛争解決手続を強化しており、特に習近平政権は、地方の秩序維持体制の強化のため、調停の機能強化を図っている。2019年、中国は、国際商事調停に関する条約に署名し、調停ルールの国際基準との連携が必要となった。2025年12月、国務院により制定された商事調停条例は、条約の規定に合わせ、商事調停の対象範囲を示し、商事調停を行う組織を非営利法人とし、調停人の専門性を保証する資格要件を設定し、調停合意書の法的拘束力を明記し、国際的な商事調停を促進する方針等を定めた。中国は、国内の商事調停制度を整備し、国際的な商事調停の主導を目指していくものと考えられる。

はじめに

中国では、裁判外紛争解決手続⁽¹⁾を強化しており、特に習近平政権（2012年～）は、地方末端における自律的な紛争解決・秩序維持体制を強化する目的から、調停の機能強化を図っている。また、国際的には、2019年、中国は、国際商事調停に関わる「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約」⁽²⁾（以下「調停条約」）に署名し、調停ルールの国際基準との連携を目指している。

このような国内・国際的背景の下、調停の一種である商事調停⁽³⁾について、その基本的制度を定めるため、2025年12月、国務院行政法規⁽⁴⁾として、商事調停条例⁽⁵⁾（以下「本条例」）が公布され、2026年5月から施行された。

以下、本稿では、Ⅰにおいて、本条例制定の国内的・国際的背景について紹介し、中国の商事調停の現況を概観する。次に、Ⅱにおいて、本条例の制定の経緯及び内容を紹介する。最後に、本条例の日本語訳を示す。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年4月23日である。本稿では、中国の法律等の原文は、国家法律法規データベース（「国家法律法規数据库」<<https://flk.npc.gov.cn/index.html>>）から閲覧した。

(1) 中国における裁判外紛争解決手続の概要については、住田尚之「中国におけるADR制度の研究」2011.2.28. 法務省ウェブサイト<<https://www.moj.go.jp/content/000073880.pdf>>等を参照。

(2) United Nations Convention on International Settlement Agreements Resulting from Mediation. 調停に関するシンガポール条約 (Singapore Convention on Mediation) ともいう。調停による国際的な和解合意を執行する枠組みとして、国際商事分野における国際的な調停の利用促進を目的とする。2019年署名、2020年発効。「調停に関するシンガポール条約」外務省ウェブサイト<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100476200.pdf>>; 千原正敬「国際仲裁制度の現状と課題—国際調停の利用を含めて—」『レファレンス』No.847, 2021.7, pp.22-24. <<https://doi.org/10.11501/11703675>> なお、同条約第2条第3項では、調停とは、紛争の当事者が、当該当事者に解決を強制する権限を有しない第三者（調停人）の支援を得て、当該紛争の友好的な解決を図る手続をいい、同第1条第1項では、商事紛争の解決のため、当事者が書面により締結した調停による合意を、和解合意というように定める。

(3) 本条例における商事調停（「商事調解」）の定義については、Ⅱ 2(2) 参照。

(4) 立法法（「中华人民共和国立法法」2023年3月13日改正・施行）第72条では、法律を実行する上で必要となる事項及び国務院の職権の範囲内の事項について、国務院が、憲法及び法律に基づき制定できると定める。

(5) 「商事調解条例」2025年12月31日公布、2026年5月1日施行。中華人民共和國國務院令 第827号。

I 中国の調停及び商事調停

1 裁判外紛争解決における調停

中国の調停は、中国語で「調解」といい、中国の伝統に根ざした紛争解決手段として広く認識されている⁽⁶⁾。第三者が間に入って紛争当事者間の和解を促すことを意味するが、調停を行う主体に応じて、人民調停⁽⁷⁾、行政調停⁽⁸⁾、司法調停⁽⁹⁾等の種類があり、和解、あっせんに相当するものも含まれる。

調停は、訴訟や仲裁に比べ、依頼の費用・審理の時間等のコストが少なく、当事者間の円満な解決が期待できる点がメリットとされる⁽¹⁰⁾。その反面、調停を行う主体は執行の強制力を持たず、調停による合意は民事契約に属し、当事者に履行を義務付ける拘束力はあるが、それ自体には、当事者に履行を強制する執行力がない⁽¹¹⁾。調停による合意に執行力を付与するには、人民法院（裁判機関）に司法確認⁽¹²⁾を申し立てる等の必要がある。これに対し、仲裁⁽¹³⁾は、調停と同じく裁判外紛争解決手段の一つではあるが、仲裁による合意には執行力があり、合意に達すれば、他の解決手段に訴えることができない等の点で、調停と異なる。

2 調停利用を促進する国内政策

中国では、改革開放以降、欧米の影響を受け、紛争解決手段として訴訟が盛んになったが、人民法院の訴訟処理能力が限界に近づき、2000年頃から、紛争解決手段を多角化する政策が進められるようになった⁽¹⁴⁾。特に「調和のとれた社会（和谐社会）」を重視する胡錦濤政権期（2002～2012年）に、円満な紛争解決が可能な調停への期待が高まった。2010年には、人民調停法⁽¹⁵⁾が制定され、2012年の民事訴訟法改正では、「調停優先」の原則が定められた⁽¹⁶⁾。

-
- (6) 徐文海「訴訟と調停の連携（1）一日中比較を通じて一」『立命館法学』2013(4), 2013.12, pp.286-306等を参照。
- (7) 地方末端の行政・治安維持を支援する大衆の自治組織（都市居民委員会・村民委員会）に置かれる人民調停委員会が主宰する。当事者双方の合意の下、民間紛争を解決し、双方の関係を改善させることを目的とする。住田前掲注(1), pp.16-40; 鈴木賢ほか『現代中国法入門 第10版』有斐閣, 2025, pp.408-411。
- (8) 交通、環境、医療の損害賠償等の各種民事紛争に対し、関係業務を主管する国の行政機関又は地方政府が主宰する。住田 同上, pp.41-47; 韓寧「中国調停制度の新展開」『白鷗大学論集』27(2), 2013.3, pp.190-193。
- (9) 人民法院（裁判機関）が主宰し、法院調停ともいう。法院が扱う民事（民事訴訟法（「中华人民共和国民事诉讼法」2023年9月1日公布、2024年1月1日施行）第8章「調停」等の規定に基づき行う。）等の案件に対し行う。訴訟上の和解に相当する。住田 同上, pp.53-57。なお、人民法院は、行政機関等を含む、認定を与えた各種調停組織に委託等を行い、司法調停の案件を処理させることができる。「最高人民法院关于人民法院特邀调解的规定」2016年6月28日公布、同年7月1日施行。法释〔2016〕14号。
- (10) 千原 前掲注(2), pp.22-23; 梶田幸雄「シンガポール国際調停条約と今後の課題」『中国における国際取引紛争解決法』日本評論社, 2022, pp.120-122。
- (11) 住田 前掲注(1), pp.32-35; 梶田「中国国際商事調停の動向」 同上, pp.143-147。
- (12) 民事訴訟法第15章第7節「調停による合意の確認に係る案件」に規定がある。司法確認の申立ては、調停組織の調停による合意の発効後30日以内に、当事者が人民法院に行う（第205条）。人民法院が申立てを受理、審査し、調停による合意が有効であると裁定すれば、当事者の一方が合意の履行を拒否した等の場合に、もう一方の当事者は、人民法院に合意内容の執行を申し立てることができる（第206条）。
- (13) 「中华人民共和国仲裁法」2025年9月12日改正、2026年3月1日施行。中華人民共和国主席令第54号。住田 前掲注(1), pp.58-83; 村上幸隆「中国仲裁法2025年改正の概要と実務的意義—デジタル化・当事者自治・国際化の三本柱を中心に—」『JCA ジャーナル』72(12), 2025.12, pp.3-18に、改正法の全訳を収録する。
- (14) 1999年から、人民調停・行政調停・司法調停等を連携させて紛争解決に当たるメカニズム（「大調停」と呼ばれる。）を構築することが提唱された。高見澤磨・鈴木賢編『要説中国法』東京大学出版会, 2017, pp.246-248。
- (15) 「中华人民共和国人民调解法」2010年8月28日公布、2011年1月1日施行。中華人民共和国主席令第34号。

続く習近平政権においても、裁判外紛争解決を重視する方針⁽¹⁷⁾が継続された。習近平国家主席は、2019年、「非裁判型の紛争解決体制を前面に出す」⁽¹⁸⁾と表明した。さらに、2022年の中国共産党大会の報告では、「新時代の『楓橋経験』」⁽¹⁹⁾をスローガンに掲げ、人民調停等を活用し、社会の安定を脅かす要因を早期に解消する地域社会の自律的な秩序維持機能を強化するための政策を整備するとしている⁽²⁰⁾。

3 中国の商事調停及びその現況

(1) 紛争解決の多角的体制における商事調停

中国で広く普及している人民調停では、その調停人の資格要件として専門的資質は求められておらず、複雑な商事紛争に対応することは難しい⁽²¹⁾。商事調停は、こうした商事紛争に対し、高度な専門的資質を有する調停人が有料で調停を行う形態であり、1987年に国際商事調停を扱う組織が設立されたことから始まる⁽²²⁾。しかし、その後、商事を含む紛争の解決手段として、訴訟や仲裁の制度が先行して整備され、国内における商事調停の利用は進まず、制度の整備も停滞した⁽²³⁾。

商事調停は、裁判外の紛争解決手段を重視する政策の下、徐々に紛争解決の体制の中に位置付けられていった。2009年、最高人民法院の文書⁽²⁴⁾で、初めて「商事調停」の概念が明示された。さらに、習近平政権では、2015年、紛争解決の多角的体制の整備に関する中国共産党及び国務院の文書において、「商事調停組織」の設置が奨励された⁽²⁵⁾。2019年、商事調停を公的な法律サービスの構成要素として、他の紛争解決手段とともに発展させる中国共産党及び国務院の方針が示された⁽²⁶⁾。

(16) 人民法院に提起された民事訴訟のうち、調停が適切な場合は、まず調停を行うとする最高人民法院の方針を踏まえ、民事訴訟法（現行法第125条）に規定が設けられた。住田 前掲注(1), p.55; 宮尾恵美「【中国】民事訴訟法の改正」『外国の立法』No.253-1, 2012.10, p.26. <<https://doi.org/10.11501/3567837>>

(17) 2014年、中国共産党第18期中央委員会第4回全体会議で、調停等による多角的な紛争解決体制の整備、専門的な人民調停の強化等の方針が決定された。「中共中央关于全面推进依法治国若干重大问题的决定」2014.10.28. 中国政府网 <https://www.gov.cn/zhengce/2014-10/28/content_2771946.htm>

(18) 郭声琨「坚持以习近平新时代中国特色社会主义思想为指导 进一步提升新时代政法工作能力和水平」2019.6.1. 求是网 <https://www.qstheory.cn/dukan/qs/2019-06/01/c_1124561482.htm>

(19) 1960年代、浙江省の楓橋鎮では、上級政府に頼らず、地域住民の間で自律的に紛争を解決し、治安を改善したとされ、モデルケースとして「楓橋経験」と称された。「新时代“枫桥经验”」2023.11.24. 共产党员网 <<https://www.12371.cn/2023/11/24/ARTI1700832804407671.shtml>>

(20) 2023年10月、「全国調停工作會議」が開催され、社会の安定のため、調停の機能を一層発揮させる方針が示された。陈文清「坚持和发展新时代“枫桥经验”提升矛盾纠纷预防化解法治化水平」2023.12.16. 共产党员网 <<https://www.12371.cn/2023/12/16/ARTI1702693635327657.shtml>>

(21) 段明「《新加坡调解公约》与中国商事调解的立法选择」『商事仲裁与调解』2021年2期, 2021.3, pp.21-22.

(22) 中国国際貿易促進委員会（中国国際商会）が設立した北京調停センターであり、現在も、同会の調停センターとして存続している。「中心简介」中国国际贸易促进委员会 / 中国国际商会调解中心 <<https://adr.ccpit.org/home/introduction>>

(23) 黄艳好「中国商事调解的制度建构与立法规则」『中国法律评论』2026年1期, 2026.2, pp.50-51.

(24) 「最高人民法院关于建立健全诉讼与非诉讼相衔接的矛盾纠纷解决机制的若干意见」2010.3.30. 中华人民共和国最高人民法院 <<https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/594.html>>

(25) 2015年、中国共産党中央委員会及び国務院による文書（「关于完善矛盾纠纷多元化解机制的意见」）が発出された（全文内容は未見）。なお、2025年末現在、商事調停を扱う組織として、全土で900を超える組織が登録されているとの試算があり、その多くは近年設立されたものであるという。黄 前掲注(23), p.51.

(26) 「中共中央办公厅 国务院办公厅印发《关于加快推进公共法律服务体系建设的意见》」2019.7.11. 司法部 <https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/sfbxwfbhzb/jktjggffw/jktjggffwjsxx/202103/t20210318_209618.html>

(2) 国際商事調停への対応

商事調停のうち、外国と関わる国際商事調停については、国際貿易の拡大、中国企業の国外進出の活発化等に伴い、2010年代頃から、国際商事紛争の解決手段の一つとして、商事調停の国際化が図られた。2013年に「一带一路」⁽²⁷⁾構想が始動し、その域内諸国間の紛争解決の体制を整備するため、2016年、一带一路国際商事センター⁽²⁸⁾が始動し、2018年、中国共産党及び国務院による政策文書⁽²⁹⁾が策定され、条件の整った法律事務所等が国際商事調停に参加することが求められた。

さらに、2018年、調停条約が国連総会で採択された。調停条約は、調停の利用を促進するため、国際的な和解合意の執行等の枠組みを定めている。異なる加盟国に属する商事紛争当事者の間でなされた国際的な調停による合意に法的執行力を付与することが加盟国に義務付けられたことが、特に注目される⁽³⁰⁾。また、同条約の成立に伴い、同年、国連国際商取引法委員会⁽³¹⁾により、加盟国における国内法整備のモデルとして2002年に策定した国際商事調停モデル法の改正も行われた⁽³²⁾。

2019年、中国は、調停条約に署名し、これにより、同条約を批准するため、国内の関係制度の整備がいよいよ必要となった⁽³³⁾。

(3) 商事調停の現況

国内の商事調停は、仲裁等に比べて利用が少ない。独立した商事調停の案件として依頼される場合は極めて少なく、訴訟や仲裁の案件から商事調停に移行したことが多い。案件を依頼する主体も、当事者ではなく、人民法院からの委託であることが多い。

商事調停を扱う組織は、訴訟・仲裁を扱う法律事務所等により設立されたものが多く、これは、人民法院からの調停依頼の獲得、訴訟・仲裁との連携には有利である反面、商事調停の役割を、訴訟・仲裁を補完する従属的なものに固定する側面もある。また、商事調停を扱う組織は、運営費においても、法律事務所等や政府の補助に依存する部分が大いといわれる⁽³⁴⁾。

商事調停の自立的な発展を阻害している要因としては、紛争当事者にとって、人民調停が無料であるため、有料で調停を利用するという観念が希薄なこと、商事調停を扱う組織の体制が整備されておらず、社会的な信頼性が高くないこと、調停による合意に強制的な執行力がなく、

(27) 中国と欧州の間を結び、沿線国間の経済協力を強化する広域経済圏構想。国立国会図書館調査及び立法考査局「中国の「一带一路」構想」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.982, 2017.11.9, pp.1-4. <<https://doi.org/10.11501/10983258>>

(28) 一带一路に関する紛争解決依頼を受け付ける窓口として設立された。「关于我们」一带一路国际商事调解中心 <<https://www.bnrmediation.com/CN/About>>

(29) 紛争解決手段の多角化の原則に基づき、国際商事法廷、国際商事仲裁及び国際商事調停を強化する方針を示す。「中共中央办公厅、国务院办公厅印发《关于建立“一带一路”国际商事争端解决机制和机构的意见》」2018.6.27. 司法部 <https://www.xinhuanet.com/politics/2018-06/27/c_1123046194.htm>

(30) 梶田 前掲注(10), pp.118-127.

(31) United Nations Commission on International Trade Law: UNCITRAL. 1966年、国際商取引法の調和を目的として、条約、モデル法、規則、法的指針の策定等を行うため、国連総会で設立された。

(32) “UNCITRAL Model Law on International Commercial Mediation and International Settlement Agreements Resulting from Mediation, 2018.” United Nations Commission on International Trade Law website <https://uncitral.un.org/en/texts/mediation/modellaw/commercial_conciliation>

(33) 段明「《新加坡调解公约》的冲击与中国商事调解的回应」『商业研究』2020年8期, 2020.8, pp.129-137.

(34) 段明「从依附走向自主：我国商事调解发展的路径转换」『政治与法律』2025年10期, 2025.10, pp.163-167.

その確実な履行に対する信頼性が低いこと等が指摘されている⁽³⁵⁾。

II 商事調停条例の概要

1 制定の経緯

(1) 関係法規の整備

本条例の制定に先駆け、地方法規⁽³⁶⁾の整備が進められた。特に、紛争解決の多角的体制を整備する方針が示された2015年以降、商事調停組織の設立等に関する規定を含む地方法規が、各地で定められた⁽³⁷⁾。

さらに、2024年には、国から改革の試験区に指定された上海市（浦東新区）⁽³⁸⁾、海南省⁽³⁹⁾等の地方で、商事調停の範囲、原則、商事調停組織の設立要件、商事調停人の資格、調停による合意の効力等を定める規則⁽⁴⁰⁾が制定された。これらの規則に定めるものと同様の規定が、本条例にも取り入れられている。

(2) 条例制定の過程

商事調停に関する規定の立法化については、学界では様々な意見が出された⁽⁴¹⁾が、2024年の国務院立法計画⁽⁴²⁾において、商事調停に関する国務院法規として、商事調停条例を制定することが明記された。国務院司法部を中心に、有識者等から意見聴取を経て、関係する地方法規や政策文書等の内容を踏まえ、本条例の草案作成が進められた。2025年5月には、パブリックコメントの募集が行われた⁽⁴³⁾。その後、同年12月31日、全33か条から成る本条例が公布、

(35) 梶田 前掲注(11), pp.143-147. なお、商事調停の実務では、人民調停と同様、司法確認（前掲注(12)）による執行力の強化が可能であるが、司法確認の申請は、人民法院の認定を受けた一部の調停組織が優先されること、司法確認の審査に時間を要するため、調停の長所である迅速さが失われること等の問題が指摘されている。段 同上, pp.166-167.

(36) 原文は、「地方性法規」。憲法・法律・行政法規に抵触しない範囲で、省級及び一部の大都市の人民代表大会等が制定することができる。通常は「条例」の名称を有する。先に地方法規が制定され、その経験を踏まえて、国の法律・行政法規が制定されることが多く、重要な法源となっている。鈴木ほか 前掲注(7), pp.123-124.

(37) 国家法律法規データベースによれば、2015年から2025年末までに制定され、現在も有効である地方法規のうち、「商事調停」に関する規定を含むものは93件確認できる。例えば、福建省廈門経済特区における多角的紛争解決の促進のための条例（「廈門経済特区多元化纠纷解决机制促进条例」2015年4月2日公布、同年5月1日施行）では、商会、商事仲裁機関等は、商事調停組織を設立し、有償のサービスを提供できる（第54条）等を定める。

(38) 上海市浦東新区は、2013年、自由貿易試験区（金融・サービス業の規制緩和、通関手続の簡素化等を行う特区）に指定された。2021年、全国人民代表大会常務委員会の決定により、同区の改革に必要とされる立法措置を「浦東新区法規」として制定できる権限が、上海市人民代表大会に与えられた。「全国人民代表大会常務委員会关于授权上海市人民代表大会及其常务委员会制定浦东新区法规的决定」2021年6月10日公布・施行。

(39) 海南省は、2018年、省全体を自由貿易港とすることが決定され、2021年、浦東新区法規と同様に、「海南自由貿易港法規」を制定する権限が、海南省人民代表大会に与えられた。湯野基生「【中国】海南自由貿易港法の制定」『外国の立法』No.289-1, 2021.10, p.39. <<https://doi.org/10.11501/11767247>>

(40) 「上海市促进浦东新区商事调解规定」2024年11月28日公布、同年12月1日施行；「海南自由贸易港商事调解规定」2024年11月29日公布、2025年3月1日施行。

(41) 人民調停法又は仲裁法を改正し、商事調停に関する規定を加えることや、全種類の調停について規定する調停法を新たに制定すること等の意見があった。段 前掲注(21), pp.24-27.

(42) 「国务院办公厅关于印发《国务院2024年度立法工作计划》的通知」2024.5.9. 司法部 <https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/gwxw/xwyw/202405/t20240509_498554.html>

(43) 「中华人民共和国商事调解条例（公开征求意见稿）」2024.5.27. 公开征求意见系统 <<https://zqyj.chinalaw.gov.cn/h5/readmore?listType=&id=5527>>; 「关于《中华人民共和国商事调解条例（公开征求意见稿）》的说明」2024.5.27. 同 <<https://zqyj.chinalaw.gov.cn/draftExplain?DraftID=5527>>

2026年5月1日から施行された。

2 主な内容

(1) 制定目的

本条例は、商事調停活動を規制し、商事紛争を有効に解決し、当事者の合法的な権利・利益を保護し、商事調停業界の発展を促進し、商業経営環境を最適化するため制定される（第1条）とされた。

(2) 商事調停の定義

国際商事調停モデル法⁽⁴⁴⁾や地方法規等の規定⁽⁴⁵⁾を踏まえ、商事調停活動とは、商事調停組織の主宰の下、当事者が、貿易、投資、金融、運輸、不動産、工事建設、知的財産権等の分野の商事紛争を、自発的・友好的に協議して解決する活動をいうとされた。

また、商事調停の公平性を確保するため、商事調停組織は、営利を目的とせず、商事調停活動を行う組織（第2条）とされた⁽⁴⁶⁾。

(3) 管理体制

国務院司法行政部門は、全国の商事調停業務の指導等の責任を負い、地方政府の司法行政部門は、当該行政区域内の商事調停の業務に係る指導等の責任を負い、商事調停組織による商事調停活動の実施に対する監督等を強化する（第4条）。

商事調停に係る業界自律組織⁽⁴⁷⁾は、法令規則及び定款に従い業界の自律化を進め、司法行政部門の指導等を受ける（第5条）。

(4) 政策方針

政府の政策方針等を踏まえ、国は、国際的影響力を有する商事調停組織を育成し、商事調停組織の国際的競争力を向上させ（第6条）、商事調停と訴訟、仲裁、公証等の制度とを整合化する体制を整備する（第7条）ことが明記された。

(5) 商事調停組織の設立等

商事調停の公平性、信頼性への期待を高めるため、商事調停組織の設立には、発起人が非営

(44) 第1条第1項の注では、「商事」という語について、商業的性格に係る関係を包括するよう解釈されるべきものであり、貨物又はサービスを供給し、又は交換するあらゆる貿易取引等が含まれるとされる。United Nations Commission on International Trade Law, *UNCITRAL Model Law on International Commercial Mediation and International Settlement Agreements Resulting from Mediation with Guide to Enactment and Use (2018)*, Vienna: United Nations, 2022, p.1, n.1. <https://uncitral.un.org/sites/default/files/media-documents/uncitral/en/22-01363_mediation_guide_e_ebook_rev.pdf>

(45) 商事調停の紛争の範囲について、海南自由貿易港商事調停規定第2条では、貿易、投資、金融、保険、証券、知的財産権、技術移転、不動産、工事請負、運輸、海事・海商及びその他の商事分野と定め、上海浦東新区商事調停促進規定第2条では、貿易、投資、金融、水運、知的財産権等の分野と定める。

(46) 商事調停の中立性を確保し、虚偽の調停を防止するとともに、商事調停組織が、市場メカニズムに基づき収益を得て、国有資本の参入を可能にする趣旨であると解釈される。孫哲「商事調停立法の突破と借鉴—《中华人民共和国商事調停條例》解读—」『上海政法学院学报（法治论坛）』2026年2期, 2026.2, pp.39-43.

(47) 原文は、「行业自律组织」。同業の組織が、業界の規制のため共同で設立する組織であり、例えば、仲裁法第25条では、中国仲裁協会が、仲裁機関（仲裁を行う仲裁委員会等の総称）の「自律性組織」として、仲裁機関等の監督を行うと定める。

利法人である等の要件を満たさなければならない（第8条）とされた。また、設立の申請は、区設市⁽⁴⁸⁾級の政府の司法行政部門に行くこととされ、審査を通過すると、業務許可証が発行される（第9条）。商事調停組織は、登録事項を変更する場合、業務許可証の変更手続をしなければならない（第10条）とされた。

商事調停組織に対する信頼性を確保するため、同組織は、業務管理、利益相反の審査等の内部管理制度を構築しなければならない、組織の定款、調停人名簿、調停規則等の情報については、速やかに社会に公開しなければならない（第13条）とされた。また、調停費用を受け取ることができ、その基準を公平性及び合理性の原則に従って定め、かつ、社会に公開すべきこと（第16条）も明記された。

(6) 商事調停人の資格

人民調停の調停人には専門的資質が要求されていないのに対し、商事調停組織が任用する調停人には、良好な専門的資質を有し、弁護・仲裁・公証の業務に、又は裁判官・検察官として、3年以上従事した経験を有する等（第12条）の、仲裁人等の要件に準じた、一定の専門的能力・経験を有することが要件とされた。また、仲裁人と同様に、商事調停組織は、調停人として国際的評価が高い外国人を商事調停人に任用することができることとされた（同条）。

(7) 商事調停の原則、手続等

商事紛争が発生したとき、当事者は、商事調停組織に調停を申請することができる。当事者の一方が調停を拒否した場合は、調停をすることができない（第15条）。調停が合意に達せず、当事者が調停の継続に同意しない場合、調停を終了しなければならない（第21条）。

調停の信頼性を高めるための規定として、調停活動は、自発性、合法性、誠実性、秘密保持という原則に従わなければならない（第14条）、商事調停人は、調停において中立を保たなければならない、当事者と結託して、虚偽の調停活動を行ってはならず（第17条）、商事調停人が、紛争事項に利害関係を有する等の場合、当事者に明かし、調停を辞退しなければならない（ただし、当事者全員が継続に同意する場合を除く。）こと（第20条）等が定められた。

また、仲裁法と同様に、商事調停人によるオンラインでの調停活動は対面の調停活動と同等の法的効力を有すること（第18条）、商事調停は公開では行わないこと（第19条）等が定められた。

(8) 商事調停合意書

商事調停による合意書についても、調停条約との整合性を図りつつ、調停の持つ柔軟性が損なわれないよう、簡潔に定められている。

商事調停が合意に達した場合、商事調停合意書を作成し、主な事実、紛争事項並びに合意の主な内容、履行方式及び期限等を明記しなければならない（第22条）。

合意書は、法的拘束力を有し（同条）、当事者は、合意書について、司法確認を申請することができる（第23条）ことが明記された。これらは、人民調停の規定とほぼ同じである。

また、合意書の内容が中国国外での執行に及ぶときは、当事者は、関係国際条約に基づき、

(48) 省級の下に属する行政区である地区級の市のうち、下に区が設置されている比較的規模の大きい市をいう。

管轄権を有する外国の主管機関に申し立てることができる⁽⁴⁹⁾（同条）とされた。

(9) 商事調停の国際対応

商事調停の国際化を促進するための政策等が、次の条文として反映されている。商事調停組織が国外に業務機関を設立し、活動を行うことを支援する。国外の商事調停組織が自由貿易試験区等に業務機関を設立し、活動を行うことを許可することができる（第24条）。商事調停組織等が、国外の商事調停組織等と国際交流を行い、国際商事調停の規則制定に関与すること等を奨励する（第25条）。広東・香港・マカオ大湾区⁽⁵⁰⁾の中での商事調停規則の連携等を支援する（第26条）。

(10) 監督・罰則等

商事調停に対する国務院司法部の監督等の権限を確認し、強化するため、県級以上の地方政府の司法行政部門が、商事調停組織の行う調停活動に対し監督等を行うときは、現場検査等の措置をとることができる（第27条）とされた。

また、司法行政部門の許可なく、商事調停組織を名乗り商事調停活動を行った場合（第28条）、商事調停組織が、不正な手段で業務を請け負った等の場合（第29条）、商事調停人が秘密保持義務を怠り重大な結果をもたらした等の場合（第30条）について、罰則が定められた。

国務院司法部は、商事調停組織の管理に係る具体的規則を制定する。また、本条例施行前に成立し、商事調停を行っていた組織が、本条例施行後も商事調停業務を行う場合、施行後1年以内に、本条例で定める業務許可に係る手続を行うこと（第31条）とされた。

おわりに

国内の裁判外紛争解決手続を強化する政策の下、一帯一路等により国際化する商業環境への適応力を高めるため、本条例は、人民調停では対応できない専門性の高い商事紛争を解決する商事調停の対象範囲、組織、人員、手続等の基本的枠組みを定めるものである。商事調停の制度整備や産業化を促進する役割を果たすと評価される一方、行政法規であるために、調停条約が求める、国際的な調停による合意に対する法的執行力の付与について定めず、虚偽の調停等を抑止する罰則設定等の面でも限界があること等の課題も指摘されている⁽⁵¹⁾。

中国は、国際調停を扱う国際組織である国際調停院（国际调解院）⁽⁵²⁾の設立を主導し、2025

(49) 調停条約第3条では、和解合意で解決した事項に関して紛争が生じた場合、締約国は、当事者が当該和解合意を援用することを認めなければならないこと等を定める。

(50) 原文は、「粵港澳大湾区」。2015年、一帯一路の一環として、香港・マカオ等との協力を進化させる枠組みとして構想された。「中共中央 国务院印发《粤港澳大湾区发展规划纲要》」2019.2.19. 人民网 <<https://politics.people.com.cn/n1/2019/0219/c1001-30803984.html>>; 「粵港澳大湾区發展計畫綱要」概要」2019.4. 日本貿易振興機構ウェブサイト <https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/ac372764e857dab3/20190003_02.pdf>

(51) 条約を批准する権限は、全国人民代表大会常務委員会にあるほか、立法法第11条により、犯罪・刑罰、民事の基本制度、訴訟制度等に属する事項は、法律でのみ定めることができるとされている。廖永安「商事調停發展的中国方案—战略定位与挑战因应」『法学家』2026年2期, 2026.3, pp.38-40.

(52) International Organization for Mediation: IOMed. ①国家間の紛争、②国家と他国国民との間の紛争、③非国家主体間の国際商事紛争に対する調停サービスのほか、発展途上国の調停能力向上の支援、調停に関する国際交流等を行う。本部は香港に置かれ、事務局長には、香港特別行政区司法部門の出身者が就任した。「组织介绍」国际调解院 <<https://www.iomed.int/zh-hans/%E7%BB%84%E7%BB%87%E4%BB%8B%E7%BB%8D/#history>>

年6月、同院の設立に関する条約⁽⁵³⁾を批准し、同年8月、同条約は発効している。これを批准した国々⁽⁵⁴⁾には、中国の友好国やアフリカ諸国が多い。同院を国際公共財とするべく、その機能を高め、国際調停の分野における中国の「話語権」⁽⁵⁵⁾を確立するためにも、中国は、国内での商事調停を活性化し、これに精通した調停人材を養成することを目指していくものと考えられる⁽⁵⁶⁾。

(ゆの もとお)

(53) “Convention on the Establishment of the International Organization for Mediation,” *Basic Documents*. International Organization for Mediation website <<https://www.iomed.int/basic-documents/>>

(54) 2026年4月現在、同条約に署名した国は、41か国あり、そのうち、中国、ミャンマー、カンボジア、パキスタン、ベラルーシ、ベネズエラ等の12か国が批准済みである。“Signatories to the Convention & Declarations,” *Basic Documents*, *ibid*.

(55) 習近平政権において目標とされる、国際制度の課題設定や政策決定の過程において影響力を及ぼす総合的な能力をいう。加茂具樹「制度性話語権と新しい五カ年規劃」2020.8.20. 霞山会ウェブサイト <<https://www.kazankai.org/media/cl/a213>>

(56) 段 前掲注(33), pp.129-131. なお、国の第15期経済・社会5か年計画(2026～2030年)では、国際調停院の機能発揮を支援する方針が明記された。「中华人民共和国国民经济和社会发展第十五个五年规划纲要」2026.3.13. 新华网 <<https://www.news.cn/politics/20260313/085af5de5a4b4268aa7d87d90817df2f/c.html>>

商事調停条例

商事調停条例

(2025年12月19日国務院第75回常務会議において決定、
2025年12月31日中華人民共和國国務院令第827号により公布、2026年5月1日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 湯野 基生 訳

第1条

商事調停⁽¹⁾活動を規制し、商事紛争を有効に解決し、当事者の合法的な権利・利益を保護し、商事調停業界の発展を促進し、商業経営環境を最適化するため、この条例を制定する。

第2条

この条例にいう商事調停活動とは、商事調停組織の主宰の下、当事者が、貿易、投資、金融、運輸、不動産、工事建設、知的財産権等の分野の商事紛争⁽²⁾を、自発的・友好的に協議して解決する活動をいう。婚姻・家庭、相続、後見、労働・人事⁽³⁾、消費者の権利・利益に係る紛争のほか、法に従いその他の方式で解決すべき紛争には、商事調停を適用しない⁽⁴⁾。

* この翻訳は、「商事調停条例」(2025年12月31日公布、2026年5月1日施行)を訳出したものである。訳文中 [] 内の語句は、訳者が補ったものである。また、本稿では、中国の法律、行政法規(法律を実行する上で必要な事項及び国務院の職権の範囲内の事項等について、憲法及び法律に基づき、国務院が制定できる。)及び地方法規(憲法・法律・行政法規に抵触しない範囲で、省級及び一部の大都市の人民代表大会等が制定できる。)等の原文は、国家法律法規データベース(「国家法律法規数据库」<<https://flk.npc.gov.cn/index.html>>)から閲覧した。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年4月23日である。

- (1) 原文は、「商事調停」。
- (2) 国連国際商取引法委員会(United Nations Commission on International Trade Law: UNCITRAL)が2018年に改正した国際商事調停モデル法第1条第1項の注(United Nations Commission on International Trade Law, *UNCITRAL Model Law on International Commercial Mediation and International Settlement Agreements Resulting from Mediation with Guide to Enactment and Use* (2018), Vienna: United Nations, 2022, p.1, n.1. <https://uncitral.un.org/sites/default/files/media-documents/uncitral/en/22-01363_mediation_guide_e_book_rev.pdf>)では、「商事」という語について、商業的性格に係る関係を包括するよう解釈されるべきものであり、貨物又はサービスを供給し、又は交換するあらゆる貿易取引等が含まれるとする。また、商事調停の紛争の範囲について、地方法規である海南自由貿易港商事調停規定(「海南自由貿易港商事調停規定」2024年11月29日公布、2025年3月1日施行)第2条では、貿易、投資、金融、保険、証券、知的財産権、技術移転、不動産、工事請負、運輸、海事・海商及びその他の商事分野と定める。同じく地方法規である上海浦東新区商事調停促進規定(「上海市促進浦東新区商事調停規定」2024年11月28日公布、同年12月1日施行)第2条では、貿易、投資、金融、水運、知的財産権等の分野と定める。
- (3) 労働契約、労働条件、報酬、補償等に関する紛争については、労働紛争調停・仲裁法(「中華人民共和國劳动争议調停仲裁法」2007年12月29日公布、2008年5月1日施行。中華人民共和國主席令第80号)が適用される(同法第2条)。
- (4) 調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約(United Nations Convention on International Settlement Agreements Resulting from Mediation. 調停に関するシンガポール条約(Singapore Convention on Mediation)ともいう。調停による国際的な和解合意(商事紛争の解決のため、当事者が書面により締結した調停による合意をいう。)を執行する国際的な枠組みを定め、国際商事分野における調停の利用促進を目的とする。2019年調印、2020年発効。「調停に関するシンガポール条約」外務省ウェブサイト<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100476200.pdf>>以下「調停条約」)第1条第2項bでは、「親族法、相続法又は雇用法に関する」和解合意には適用されないことを、また、同条第3項では、裁判所又は仲裁廷の裁定等で執行できる和解合意には適用されないことを定める。さらに、海南自由貿易港商事調停規定第2条後段では、人民法院(裁判機関)又は仲裁機関(仲裁を行う仲裁委員会等の総称)が、訴訟又は仲裁の手續において自ら主宰する調停活動は含まれないと定める。

この条例にいう商事調停組織とは、この条例の規定に従い設立され、営利を目的とせず、商事調停活動を行う組織をいう⁽⁵⁾。

第3条

商事調停業界の発展においては、党及び国家の路線・方針・政策、決定・措置を貫徹し、実施し、民のため奉仕するという主旨を堅持し、国家の質の高い発展及び高い水準の対外開放に奉仕する⁽⁶⁾。

第4条

國務院司法行政部門⁽⁷⁾は、全国の商事調停の業務に係る指導〔及び〕規制の責任を負い、商事調停業界の発展を統一的に計画する。

県級⁽⁸⁾以上の地方人民政府の司法行政部門は、当該行政区域内の商事調停の業務に係る指導〔及び〕規制の責任を負い、商事調停組織による商事調停活動の実施に対する監督〔及び〕管理を強化する。

第5条

商事調停に係る業界自律組織⁽⁹⁾は、法令規則及び定款に従い業界の自律化を進め、司法行政部門の指導〔及び〕監督を受ける。

第6条

国は、国際的影響力を有する商事調停組織を育成し、商事調停組織の国際的競争力を向上させる⁽¹⁰⁾。

司法行政部門は、関係部門と協同し、商事調停に対する宣伝を強化し、調停方式の運用による商事紛争の解決の普及を推進する。

条件の整った地区及び部門が、当該地区〔及び〕当該分野の実際の状況を踏まえ、人材、情報、技術、資金等の面で、商事調停業界の発展に対し支援を行うことを奨励する。

第7条

国は、商事調停と、訴訟、仲裁、公証⁽¹¹⁾等の制度との整合化に係る体制を整備し、商事紛争の解決の道筋を円滑化する。

(5) 商事調停の中立性を確保し、虚偽の調停を防止するとともに、商事調停組織が、市場メカニズムに基づき収益を得て、国有資本の参入を可能にする趣旨であると解釈される。孫哲「商事調停立法の突破と借鑑—《中華人民共和國商事調停條例》解讀一」『上海政法學院學報（法治論叢）』2026年2期, 2026.2, pp.39-43.

(6) 仲裁法（「中華人民共和國仲裁法」2025年9月12日改正、2026年3月1日施行。中華人民共和國主席令第54号）第2条では、仲裁業界の発展においては、中國共產黨及び国の路線・方針・政策、決定・措置を貫徹し、実施し、國家の質の高い発展及び高い水準の對外開放に奉仕し、市場化され、法治化され、國際化された商業經營環境を創出し、經濟紛争を解消する働きを發揮すると定める。

(7) 國務院の司法部（部は日本の省に相当）を指す。

(8) 中國の地方行政區分は、省級、地區（市）級、縣級、鄉級の4階層から成る。

(9) 原文は、「行業自律組織」。同業の組織が、業界の規制のため共同で設立する組織であり、例えば、仲裁法第25条では、中國仲裁協會が、仲裁機關の「自律性組織」として、仲裁機關等の監督を行うと定める。

(10) 2021年12月に司法部が発出した5か年計画では、國際商事調停組織との交流強化等の方針を示す。「司法部關於印發《全國公共法律服務體系建設規劃（2021-2025年）》的通知」2022.1.24.司法部 <https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/zwxgk/fdzdgnr/fdzdgnrghjh/202207/t20220722_460268.html>

(11) 公証法（「中華人民共和國公証法」2017年9月1日改正、2018年1月1日施行）に規定がある。また、調停による合意が金銭給付を内容とする債權文書に属する場合、公証機關に申し立てることで、強制執行の効力を付与することができる（民事訴訟法（「中華人民共和國民事訴訟法」2023年9月1日改正、2024年1月1日施行）第249条）。

第8条

商事調停組織を設立する〔者〕は、次の条件を満たしていなければならない⁽¹²⁾。

- (1) 発起人が非営利法人であること⁽¹³⁾。
- (2) 定められた名称を有し、名称の中に「商事調停」という字句を含んでいること。
- (3) 自らの住所及び定款を有すること。
- (4) 30 万元⁽¹⁴⁾以上の資産を有すること。
- (5) 5 名以上の商事調停人及び適当な数の専任の従業員を有すること⁽¹⁵⁾。

第9条

商事調停組織を設立するときは、所在地の区設市⁽¹⁶⁾級の人民政府の司法行政部門に申請を行い、設立申請書及び関係資料を送付しなければならない。申請者は、申請書類の真実性に責任を負わなければならない。

申請を受理した部門は、受理した日から 20 営業日以内に審査を行い、かつ、予備的な審査意見及び全ての申請書類を、省、自治区〔又は〕直轄市の人民政府の司法行政部門に送付しなければならない。省、自治区〔又は〕直轄市の人民政府の司法行政部門は、送付された書類が届いた日から 20 営業日以内に審査を行い、設立を認めるかどうかの決定をしなければならない⁽¹⁷⁾。20 営業日以内に決定ができない場合は、当該部門の責任者の承認を得て、期限を 10 営業日延長することができるが、期限を延長する理由を申請者に告知しなければならない。設立を認める場合は、業務許可証⁽¹⁸⁾を申請者に発行する。設立を認めない場合は、申請者に書面で理由を説明する。

第10条

商事調停組織が、名称、住所、定款等の事項を変更するときは、法に従い業務許可証の変更手続を行わなければならない⁽¹⁹⁾。

商事調停組織に、次のいずれかの状況があるときは、法に従い業務許可証の抹消手続を行わなければならない。

- (1) この条例で定める設立条件を維持することができず、期限を付して是正した後も、なお条件を満たすことができない〔状況〕。
- (2) 商事調停の業務活動の終了。
- (3) 法律〔及び〕行政法規において抹消しなければならないと定めるその他の状況。

(12) 仲裁法第 15 条では、仲裁機関が満たすべき条件として、①名称、住所、定款、②財産、③同法の規定を満たす構成員を有し、④仲裁人を任用することを定める。

(13) 海南自由貿易港商事調停規定第 2 条第 3 項では、同規定にいう商事調停組織とは、法に従い設立された、商事調停を行い、商事紛争を解決する非営利法人をいうと定める。

(14) 1 人民元は、約 23 円（令和 8 年 5 月報告省令レート）。

(15) 海南自由貿易港商事調停規定第 8 条第 1 項では、商事調停組織の設立の条件として、①名称に「商事調停」の字句を含む、②海南自由貿易港（海南省）内に住所を有する、③定款及び組織機構を有する、④調停に必要な土地、設備、財産を有する、⑤ 5 名以上の商事調停人及び 2 名以上の事務補助員を有することを定める。

(16) 原文は、「設区的市」。省級の下に属する行政区である地区級の市のうち、下に区が設置されている比較的規模の大きい市をいう。

(17) 海南自由貿易港商事調停規定第 8 条第 2 項では、商事調停組織の設立申請を受けた省政府の司法行政部門は、申請の受理日から 20 営業日以内に審査を行い、設立を認めるかどうかの決定をしなければならないと定める。

(18) 原文は、「执业证书」。

(19) 仲裁法第 16 条では、仲裁機関がその名称、住所、定款、法定代表人等を変更する場合の規定を定める。

第11条

省、自治区〔又は〕直轄市の人民政府の司法行政部門は、当該行政区域内の商事調停組織の名簿を作成し、かつ、社会に公開しなければならない⁽²⁰⁾。

第12条

商事調停組織が任用する商事調停人は、公明正大であって、良好な専門的資質を備えていなければならない⁽²¹⁾。商事調停人は、次に掲げる条件のいずれかを満たしていなければならない。

- (1) 国家統一法律職業資格試験⁽²²⁾に合格し、法律職業資格を取得し、調停業務に満3年従事していること⁽²³⁾。
- (2) 弁護、仲裁〔若しくは〕公証の業務に満3年従事し、又は裁判官〔若しくは〕検察官に満3年在職していたこと⁽²⁴⁾。
- (3) 法律、経済、科学技術等の、関係する専門知識を有し、法律、経済・貿易等の専門的業務に従事し、かつ、中級以上の職務等級⁽²⁵⁾を有し、又はそれと同等の専門的水準を有していること⁽²⁶⁾。
- (4) この条例が施行される前に、商事調停業務に既に満3年従事し、かつ、大学の本科⁽²⁷⁾以上の学歴を有していること。

公職者が商事調停人を兼任するときは、法律、行政法規及び国の関係規定を遵守しなければならない⁽²⁸⁾。

商事調停組織は、国務院司法行政部門の定めに従い、所在地の省、自治区〔又は〕直轄市の人民政府の司法行政部門に届け出ること、専門分野における影響力及び社会的信頼性のある国外の者の中から商事調停人を任用することができる⁽²⁹⁾。

第13条

商事調停組織は、業務の管理、利益相反の審査、苦情の処理等に係る内部管理制度を構築

(20) 上海市浦東新区商事調停促進条例第11条第3項に、本条とほぼ同様の規定がある。

(21) 仲裁法第21条に、仲裁機関が任用する仲裁人について、本条と同様の規定がある。

(22) 2018年から、弁護士、裁判官、検察官のほか、仲裁人、法律を扱う職業に就く行政職員等に法律職業資格の取得が義務付けられ、旧来の司法試験に代わる新たな資格試験として実施された。鈴木賢ほか『現代中国法入門 第10版』有斐閣、2025, pp.430-433。

(23) 仲裁法第22条第1項第1号では、仲裁人の満たすべき条件として、本項とほぼ同様の規定があるが、仲裁業務に満8年従事することを定める。

(24) 仲裁法第22条第1項第2号では、仲裁人の満たすべき条件として、弁護士業務に満8年従事すること、同第3号では、裁判官又は検察官に満8年在職したことを定める。

(25) 原文は、「职称」。専門分野における能力・業績等に応じて与えられる。初級・中級・高級の3段階から成る。

(26) 仲裁法第22条第1項第4号では、法律の研究又は教授業務に従事し、高級の職務等級を有すること、同第5号では、法律知識を有し、法律、経済・貿易、海事・海商、科学技術等の専門的業務に従事し、高級の職務等級又はそれと同等の専門的水準を有していることを定める。

(27) 大学の学士課程であり、中国の高等教育では、4-5年制の本科のほか、短期大学に相当する2-3年制の専科がある。

(28) 仲裁法第22条第2項では、監察官法（「中华人民共和国監察官法」2021年8月20日改正、2022年1月1日施行。中華人民共和国主席令第92号）、裁判官法（「中华人民共和国法官法」2019年4月23日改正、同年10月1日施行。中華人民共和国主席令第27号）、検察官法（「中华人民共和国檢察官法」2019年4月23日改正、同年10月1日施行。中華人民共和国主席令第28号）等において、公職者が仲裁人を兼任してはならないと定めるときは、その規定に従うこと等を定める。

(29) 仲裁法第22条第3項では、仲裁機関は、法律、経済・貿易、海事・海商、科学技術等の専門的知識を有する国外の者から仲裁人を任用することができることを定める。

しなければならない⁽³⁰⁾。

商事調停組織の定款、商事調停人名簿、調停規則及び設立・変更・抹消等の情報は、速やかに社会に公開しなければならない⁽³¹⁾。

第14条

商事調停活動においては、自発性、合法性、誠実性〔及び〕秘密保持⁽³²⁾という原則を遵守しなければならない。

第15条

商事紛争が発生したとき、当事者は、商事調停組織に調停を申し立てることができる。当事者のうち一方が、調停を明らかに拒否する場合は、調停をすることはできない⁽³³⁾。

当事者は、商事調停組織の商事調停人名簿の中から、調停を行う商事調停人を共同で選定し、又は、当事者が商事調停組織に共同で委託し、調停を行う商事調停人を推薦させることができる⁽³⁴⁾。

第16条

商事調停組織は、商事調停に係る費用を受け取ることができる⁽³⁵⁾。

商事調停組織は、公平性〔及び〕合理性という原則に従い、商事調停の費用に係る基準を定め、かつ、社会に公開しなければならない⁽³⁶⁾。

第17条

商事調停人による調停活動の実施は、法令規則に依拠していなければならず、業界規則、商業上の慣例、取引習慣等を適用することができる⁽³⁷⁾。

商事調停人は、調停の過程で中立を保ち、勤勉で、職責を尽くし、職業道德及び執務上の行動規範を遵守しなければならず⁽³⁸⁾、当事者と通謀し、虚偽の調停活動を行ってはならない⁽³⁹⁾。

(30) 仲裁法第19条第2項では、仲裁機関は、民主的議事、人員管理、財務管理、文書管理、苦情処理等の制度を構築・整備しなければならないと定める。

(31) 仲裁法第20条では、仲裁機関は、情報公開制度を構築し、定款、仲裁規則、仲裁人名簿、料金基準、財務報告等の情報を社会に公開しなければならないと定める。また、海南自由貿易港商事調停規定第9条でも、商事調停組織は、情報公開等の制度を定め、定款、調停規則、調停人名簿、料金基準等の情報を公開すべきこと等を定める。

(32) 商事調停が遵守すべき原則として、海南自由貿易港商事調停規定第3条では、自発性、合法性、誠実性、高効率性、秘密保持の原則を、上海浦東新区商事調停促進規定第6条では、自発性、公平性、誠実性、秘密保持、高効率性の原則を定める。

(33) 人民調停法（「中华人民共和国人民调解法」2010年8月28日公布、2011年1月1日施行。中華人民共和国主席令第34号）第17条では、当事者は、人民調停委員会に調停を申し立てることができること、当事者のうち一方が、調停を明らかに拒否する場合は、調停をすることはできないこと等を定める。

(34) 海南自由貿易港商事調停規定第12条第1項では、当事者は、商事調停組織の公開する商事調停員人名簿の中から、商事調停人を共同で選定できること、当事者による選定ができない場合は、当事者の同意の下、商事調停組織が商事調停人を推薦し、又は指定できることを定める。

(35) 人民調停法第4条では、人民調停委員会による民間紛争の調停においては、いかなる費用も受け取らないと定める。

(36) 前掲注(31)参照。

(37) 海南自由貿易港商事調停規定第14条では、商事調停人は、業界規則、商業上の慣例、取引習慣に依拠して商事調停を進めることができること等を定める。

(38) 上海浦東新区商事調停促進規定第15条では、商事調停人が調停に従事するときは、職責を尽くし、勤勉、慎重であり、公平、中立な立場を保たなければならず、詐欺、脅迫等の手段によって、当事者に調停を受け入れさせ、又は和解に至らせてはならないと定める。

(39) 民事訴訟法第115条第1項では、当事者間で悪意を持って通謀し、訴訟、調停等により、国の利益、社会公共の利益又は他者の合法的な権利・利益を侵害することを企てたときは、人民法院はその請求を棄却し、処罰すべきこと等を定める。また、上海浦東新区商事調停促進規定第30条第1項前段では、当事者は、悪意を持って通謀し、虚偽の調停により、国の利益、社会公共の利益又は他者の合法的な権利・利益を侵害してはならない等と定める。

第18条

商事調停組織が、人工知能、ビッグデータ等の技術的手段を運用し、商事調停の質及び効率を高めることを奨励する。

商事調停人及び当事者が協議して、オンライン方式を採用して調停を行うときは、通常の調停活動と同等の法的効力を有する⁽⁴⁰⁾。

第19条

商事調停は、公開では行わない。当事者が公開を約定した場合は、公開で行うことができるが、国家秘密⁽⁴¹⁾、他者の営業秘密又は個人のプライバシーに関わる場合はこの限りでない⁽⁴²⁾。

商事調停組織及び商事調停人は、調停の過程で得た情報に対し秘密保持義務を負うが、当事者の全員が、書面で開示に同意し、又は、法に従い開示すべきその他の状況があるときはこの限りでない。

第20条

商事調停人が紛争事項に利害関係を有し、又は、その中立性〔若しくは〕公正性に対し当事者が合理的な疑いを抱き得るその他の状況が存在するときは、当該商事調停人は、〔その状況を〕速やかに当事者に開示し、かつ、調停を辞退しなければならない⁽⁴³⁾。当事者の全員が、当該商事調停人による調停の継続に同意する場合は、書面の形式によって約定しなければならない。

紛争事項と関係する訴訟又は仲裁において、法に従い回避すべき事由が商事調停人に存在するときは、〔商事調停人は、〕これを回避しなければならない⁽⁴⁴⁾。

第21条

商事調停により合意に達することができず、当事者が調停を継続することに同意せず、又は、当事者が調停を利用して不法な目的を達成することを企図している等の状況が存在するときは、調停を終了しなければならない。

第22条

商事調停により合意に達したときは、当事者間で別に約定がある場合を除き、商事調停合意書を作成し、主な事実、紛争事項並びに当事者が合意に達した主な内容、履行方式及び期限等を明記しなければならない。商事調停人は、商事調停合意書に署名し、かつ、商事調停

(40) 調停条約第2条第2項では、調停による和解合意は書面によらなければならないとの要件について、電子的な通信であっても、それが事後に参照できるのであれば、書面として認められると定める。なお、仲裁法第11条でも、オンラインによって仲裁活動を行うことができること、その場合、通常の仲裁活動と同等の法的効力を有すること等を定める。

(41) 国家秘密保護法（「中华人民共和国保守国家秘密法」2024年2月27日改正、同年5月1日施行。中華人民共和国主席令第20号）では、国家の安全及び利益に関わり、一定の期間において一定の範囲の人員のみが把握する事項をいい（第2条）、国防、科学技術等に関する秘密事項が含まれ（第13条）、絶密、機密、秘密の3等級から成ること（第14条）等を定める。

(42) 仲裁法第52条に、仲裁活動について、本項とほぼ同様の規定がある。

(43) 救済付与の権限を有する締約国の機関が救済付与を拒否できる場合として、調停条約第5条第1項(f)では、調停人がその公平性又は独立性に関して正当な疑念を生じさせる状況を当事者に開示しなかった等の場合を定める。また、仲裁法第45条第1項では、仲裁人の独立性、公正性に対し、当事者が合理的な疑いを抱き得る状況が存在するときは、当該仲裁人は、速やかに仲裁機関に書面で開示すべきことを定める。

(44) 仲裁法第46条では、仲裁人が①案件の当事者等である、②案件に利害関係を有する、③当事者等と関係がある、④無断で当事者等と面会し、又は贈答等を受ける等の場合は、仲裁を回避しなければならない等と定める。

組織の印章を押印しなければならない。

商事調停合意書の内容は、国の利益、社会公共の利益及び他者の合法的な権利・利益を侵害してはならず、法律〔及び〕行政法規の強制性のある規定に違反してはならず、公序良俗に反してはならない⁽⁴⁵⁾。

商事調停合意書は、法的拘束力を有し、当事者は、これを履行しなければならない⁽⁴⁶⁾。

第 23 条

当事者は、商事調停合意書について、司法確認⁽⁴⁷⁾を申し立てることができ、具体的には「中華人民共和国民事訴訟法」の関係規定に従い処理する。

商事調停合意書が、中華人民共和国の領域外での執行に及ぶときは、当事者は、関係国際条約に従い、管轄権を有する外国の主管機関に執行を申し立てることができる⁽⁴⁸⁾。

第 24 条

商事調停組織が、国外で業務機関を設立し、商事調停活動を行うことを支援する。

経済社会の発展及び改革開放の必要性に基づき、国外の商事調停組織が、国务院が設立を承認した自由貿易試験区⁽⁴⁹⁾、海南自由貿易港⁽⁵⁰⁾等の区域内において、国の関係規定に従い業務機関を設立し、渉外的商事調停活動を行うことを許可することができる⁽⁵¹⁾。

自由貿易試験区、海南自由貿易港等の区域内においては、関係する地方は、商事調停人が渉外的商事調停活動を独立的に行う関係制度を試験的に構築することができる。

第 25 条

商事調停組織〔及び〕商事調停に係る業界自律組織が、国外の商事調停組織〔及び〕国際組織と交流協力を進め、国際商事調停の規則の制定に積極的に関与し、国際商事調停の人材育成を強化することを奨励する⁽⁵²⁾。

商事調停に係る業界自律組織〔及び〕商事調停組織は、関係規定に従い、商事調停人の研修を計画し、実施する⁽⁵³⁾。

(45) 海南自由貿易港商事調停規定第 14 条及び浦東新区商事調停促進規定第 6 条に、商事調停活動の実施について、本条とほぼ同様の規定がある。

(46) 人民調停法第 31 条第 1 項に、人民調停委員会の調停による合意について、本条とほぼ同様の規定がある。

(47) 原文は、「司法确认」。民事訴訟法第 15 章第 7 節「調停による合意の確認に係る案件」に規定がある。調停組織の調停による合意内容に対し司法確認を求めるときは、合意発効後 30 日以内に、当事者双方が人民法院に申し立てる（第 205 条）。人民法院が申立てを受理、審査し、調停による合意が有効であると裁定すれば、当事者の一方が合意の履行を拒否した等の場合に、もう一方の当事者は、人民法院に合意内容の執行を申し立てることができる（第 206 条）。なお、人民調停法第 33 条でも、当事者双方が必要と認める場合、合意発効後 30 日以内に、当事者が共同で、人民法院に司法確認を申し立てることができること等を定める。

(48) 調停条約第 3 条では、和解合意で解決した事項に関して紛争が生じた場合、締約国は、当事者が当該和解合意を援用することを認めなければならないこと等を定める。

(49) 2013 年以降中国各地に設置された経済特区の一種。金融・サービス業の規制緩和や通関の簡素化を試験的に実施する。

(50) 2018 年、海南省全体を税関外扱いとし、貨物が自由に出入りできる自由貿易港とすることが決定され、貿易、投資の自由化及び利便性向上のための措置がとられている。

(51) 仲裁法第 86 条に、仲裁機関について、本条第 1 項及び第 2 項と同様の規定がある。

(52) 「司法部关于印发《全国公共法律服务体系建设规划（2021-2025 年）》的通知」前掲注(10)参照。また、仲裁法第 12 条では、国は、仲裁機関が、国外の仲裁機関及び関係国際組織との交流協力を強化し、国際仲裁の規則の制定に積極的に関与することを支援すると定める。

(53) 一部地域では、研修に関する規則を制定していることが確認できる。「关于印发《关于开展商事调解员业务培训的办（试行）》的通知」2025.6.23. 上海市司法局 <<https://sfj.sh.gov.cn/cmsres/71/71ddc80eb6fb4082947e73025da21ef4/1344a0bea241aac3345fac8652f2239f.pdf>>

全国的な商事調停に係る業界自律組織は、商事調停人の能力水準の国際的相互認証を推進する責任を負う。

第26条

広東・香港・マカオ大湾区⁽⁵⁴⁾における商事調停に係る規則の整合化〔及び〕体制の連携を支援し、広東・香港・マカオ大湾区における商事調停の協同による発展を促進する。

第27条

県級以上の地方人民政府の司法行政部門が、商事調停組織による商事調停活動の実施に対し監督〔及び〕管理を行うときは、現場での検査、関係資料の閲覧及び複製、関係状況に対する調査、関係者に対する面談⁽⁵⁵⁾等の措置をとることができる。

第28条

司法行政部門の許可を得ることなく、みだりに商事調停組織の名義により、この条例で定める商事調停活動を行ったときは、省、自治区〔若しくは〕直轄市又は区設市級の人民政府の司法行政部門は、是正を命じ、10万元以上30万元以下の過料に処す。違法所得がある場合は、違法所得を没収する。

第29条

商事調停組織が、この条例の定めに従い変更〔又は〕抹消の手続を行わず、関係情報を公開しなかったときは、県級以上の人民政府の司法行政関係部門は、是正を命じ、警告を行う。〔違反者が〕是正を拒否した場合は、営業停止⁽⁵⁶⁾を命じ、1万元以上5万元以下の過料に併せて処することができる。

商事調停組織が、この条例の規定に違反して業務を行い、又は不当な手段によって業務を請け負ったときは、県級以上の人民政府の司法行政部門は、是正を命じ、警告を行い、5万元以上10万元以下の過料に併せて処す。情状が重い場合は、法に従い業務許可証を取り消し、10万元以上30万元以下の過料に併せて処し、その責任者に対しては警告を行い、1万元以上5万元以下の過料に併せて処す。違法所得がある場合は、違法所得を没収する。

第30条

商事調停人が、秘密保持義務を履行せず重大な結果をもたらし、又は当事者と通謀して虚偽の調停活動を行い、国の利益、社会公共の利益及び他者の合法的な権利・利益を侵害したときは、県級以上の人民政府の司法行政関係部門は、是正を命じ、警告を行い、1万元以上10万元以下の過料に併せて処す。情状が重い場合は、1年以上3年以下の間、商事調停業務を一時的に停止することを命じる。違法所得がある場合は、違法所得を没収する。

第31条

國務院司法行政部門は、この条例に従い、商事調停組織の管理に係る具体的な規則を制定する。

この条例が施行されるより前に設立された、商事調停に従事する組織は、商事調停活動を

(54) 原文は、「粵港澳大湾区」。2015年、「一帯一路」（中国と欧州の間を結び、沿線国間の経済協力を強化する広域経済圏構想）の一環として、香港・マカオ等との協力を進化させる枠組みとして構想された。「中共中央 国务院印发《粵港澳大湾区发展规划纲要》」2019.2.19. 人民网 <<https://politics.people.com.cn/n1/2019/0219/c1001-30803984.html>>; 「粵港澳大湾区發展計画綱要」概要」2019.4. 日本貿易振興機構ウェブサイト <https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/ae372764e857dab3/20190003_02.pdf>

(55) 原文は、「约谈」。下級行政機関の問題に対し、話し合いを通じて指導し、是正を求める監督行為の一種。

(56) 原文は、「停业整顿」。

引き続き行うときは、この条例が施行された日から1年以内に、この条例の規定に従い、業務許可に係る手続を行わなければならない。

第32条

業界団体・商会⁽⁵⁷⁾等が、公益的な調停活動を行うときは、この条例は適用しない。

第33条

この条例は、2026年5月1日から施行する。

(ゆの もとお)

(57) 原文は、「行业协会商会」。